

無配当がん退院後ケア特約（医療保険）目次

この特約の特色	450	10 告知義務と解除について	
1 保障の開始について		第12条 告知義務	454
第1条 特約の責任開始の時	450	第13条 告知義務違反による解除	454
2 がんの定義および診断確定について		第14条 告知義務違反による解除ができないとき	454
第2条 がんの定義および診断確定	450	第15条 重大事由による解除	455
3 給付金の支払いについて		11 内容の変更について	
第3条 がん退院後ケア給付金の支払い	450	第16条 がん退院後ケア給付金額の減額	456
4 給付金の支払請求手続について		12 解約等について	
第4条 がん退院後ケア給付金の支払請求手続	452	第17条 特約の解約	456
5 保険料の払込免除について		第18条 特約の消滅	456
第5条 特約の保険料の払込免除	452	第19条 返戻金	456
6 保険期間および保険料払込期間について		13 その他	
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	452	第20条 社員配当金	456
7 保険料の払込みについて		第21条 管轄裁判所	456
第7条 特約の保険料の払込み	453	第22条 普通保険約款の規定の準用	457
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	453	14 特則について	
8 失効と復活について		第23条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則	457
第9条 特約の失効	453	第24条 主契約が更新される場合の特則	457
第10条 特約の復活	453	第25条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則	457
9 無効について		第26条 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約に付加する場合の特則	458
第11条 この特約の責任開始の時前のがん診断確定による無効	453	第27条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約が付加されていない場合の特則	459
別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物	460		
別表2 新生物の形態の性状コード	460		
別表3 がん退院後ケア給付金の支払請求に必要な書類	460		

無配当がん退院後ケア特約（医療保険）

（実施 平13.10.2 / 改正 平22.4.2）

この特約の特色	
目的・内容	がんによる所定の入院に対する退院後の保障
給付金の種類	がん退院後ケア給付金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、無配当がん医療保険契約、無配当新がん医療保険契約または5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の保険期間開始の時からその日を含めて90日を経過した日の翌日
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第12条）を受けた時からその日を含めて90日を経過した日の翌日 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時からその日を含めて90日を経過した日の翌日

2. 本条の1.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知します。

2 がんの定義および診断確定について

第2条 がんの定義および診断確定

1. この特約において「がん」とは、「悪性新生物および上皮内新生物」（別表1★）のうち、新生物の形態の性状コード（別表2★）が悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。
2. がんの診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- | |
|--|
| (1) 病理組織学的所見*1による診断確定 |
| (2) 病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定 |

★別表1（P.460参照）、別表2（P.460参照）

第2条 補足説明

- *1 病理組織学的所見
生検を含みます。

3 給付金の支払いについて

第3条 がん退院後ケア給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、がん退院後ケア給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応してがん退院後ケア給付金をその受取人に支払います。

	支払事由 (がん退院後ケア給付金を支払う場合)	金額	受取人
がん退院後ケア給付金	<p>被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後、次のすべてに該当したとき</p> <p>(1) この特約の責任開始の時*1前を含めて初めてがんが診断確定されていること</p> <p>(2) 主契約のがん入院給付金が支払われる入院後、この特約の保険期間中に退院していること</p> <p>(3) (2)に定める退院の退院日の翌日からその日を含めて5年の期間*2中におけるその退院日の毎年の応当日*3に生存しているとき</p>	がん退院後ケア給付金額	主契約の入院給付金受取人

2. がん退院後ケア給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 被保険者が、「がん退院後ケア期間*2」中に新たに主契約のがん入院給付金が支払われる入院を開始したとき	すでに定められた「がん退院後ケア期間*2」はその入院を開始した日の前日に終了したものとし、以後その「がん退院後ケア期間*2」に対応するがん退院後ケア給付金は支払いません。
(2) 継続した入院中に、主契約のがん入院給付金が支払われる入院の期間があるとき	その主契約のがん入院給付金が支払われる期間が終了した日を支払事由に定める退院日とみなします。
(3) 被保険者が、この特約の保険期間中に主契約のがん入院給付金が支払われる入院を開始した場合で、その入院がこの特約の保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院およびその入院に対する退院について、この特約の保険期間満了後もこの特約の保険期間中の入院および退院とみなします。
(4) 被保険者が、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ① この特約の保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 ② この特約の保険期間満了後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、①に準じて取り扱います。
(5) 「がん退院後ケア期間*2」中に被保険者が死亡したとき	① その「がん退院後ケア期間*2」は被保険者が死亡した日に終了したものとし、以後その「がん退院後ケア期間*2」に対応するがん退院後ケア給付金は支払いません。 ② 会社は、「がん退院後ケア期間*2」が終了した日以後にがん退院後ケア給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
(6) がん退院後ケア給付金が支払われた後に、その「がん退院後ケア期間*2」中に支払事由が生じた主契約のがん入院給付金が支払われるとき	① がん入院給付金の合計額から「がん退院後ケア期間*2」が終了した日以後に支払ったがん退院後ケア給付金額を差し引いて支払います。 ② がん入院給付金の合計額が「がん退院後ケア期間*2」が終了した日以後に支払ったがん退院後ケア給付金額に不足するときは、保険契約者は、その不足する金額を会社に返還することを必要とします。

第3条 補足説明

*1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第10条）が行われたときは、最終の復活の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

*2 退院日の翌日からその日を含めて5年の期間

本条において「がん退院後ケア期間」といいます。

*3 退院日の翌日からその日を含めて5年の期間中におけるその退院日の毎年の応当日

本条において「ケア給付金支払日」といいます。

特約

無配当がん退院後ケア特約（医療保険）

項目	内容
(7) がん退院後ケア給付金が支払われるべき「がん退院後ケア期間*2」中に、がん退院後ケア給付金額が減額（第16条）されたとき	がん退院後ケア給付金額が減額された日以後のケア給付金支払日*3に対するがん退院後ケア給付金の支払金額は、減額後のがん退院後ケア給付金額に基づいて計算します。
(8) がん退院後ケア給付金が支払われるべき「がん退院後ケア期間*2」中に、がん退院後ケア給付金の受取人が変更されたとき	変更日以後のケア給付金支払日*3に対するがん退院後ケア給付金は、変更後の受取人に支払います。
(9) がん退院後ケア給付金の支払事由が生じ、支払うべきがん退院後ケア給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約のがん死亡給付金または死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約のがん死亡給付金または死亡給付金が支払われるときは、支払うべきがん退院後ケア給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

4 給付金の支払請求手続について

第4条 がん退院後ケア給付金の支払請求手続

1. がん退院後ケア給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. がん退院後ケア給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表3（P.460参照）

5 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
- (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険証券に裏書します。

6 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

7 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

- この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
- 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第17条）されたものとして扱います。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約によるがん退院後ケア給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- がん退院後ケア給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

8 失効と復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の復活

- 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとして扱います。
- 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

9 無効について

第11条 この特約の責任開始の時前のがん診断確定による無効

- 被保険者がこの特約の締結の際の告知（第12条）の時前または告知の時からこの特約の責任開始の時*1前にかんがんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかった場合のいずれについても、この特約は無効とします。
- 本条の1.の場合には、それまでに会社に払い込まれたこの特約の保険料は次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	<ol style="list-style-type: none"> その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。 その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。

第10条 補足説明

*1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

第11条 補足説明

*1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

項目	内容
(2) 告知の時からこの特約の責任開始の時*1の前日までに被保険者が初めてがんと診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

第11条 補足説明

- * 2 その復活の時から無効とする時までのこの特約の保険料
その復活の延滞保険料を含みません。

- 本条の1. および2. の規定は、この特約の復活（第10条）の場合に準用します。ただし、それまでに会社に払い込まれたこの特約の保険料は、その復活の時から無効とする時までのこの特約の保険料*2とします。
- 本条の3. の場合、この特約はその復活が行われずに、解約（第17条）されたものとして取り扱います。
- 本条の規定にかかわらず、第13条（告知義務違反による解除）または第15条（重大事由による解除）に定めるこの特約の解除の要件を満たすときは、会社は、その規定によりこの特約を解除することができます。
- 本条の適用があるときは、第18条（特約の消滅）および第19条（返戻金）の規定は適用しません。

10 告知義務と解除について

第12条 告知義務

- 会社は、この特約の締結または復活（第10条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面で求めることができます。
- 告知を求められた保険契約者または被保険者は、がん退院後ケア給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第13条 告知義務違反による解除

- この特約の締結または復活（第10条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
- 会社は、がん退院後ケア給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> がん退院後ケア給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。 すでにがん退院後ケア給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。 すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。 |
|--|

- 本条の2. の規定にかかわらず、がん退院後ケア給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、がん退院後ケア給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
- 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合 (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合 |
|--|

第14条 告知義務違反による解除ができないとき

- 会社は、次のいずれかに該当するときは、第13条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第10条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 次のいずれかの時（復活の場合は、復活の時）からその日を含めて2年以内にがん退院後ケア給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき
 - ① この特約を主契約の締結の際に付加した場合には、主契約の保険期間開始の時
 - ② この特約を主契約の締結後に付加した場合には、次のいずれか遅い時
 - ア. 被保険者に関する告知（第12条）を受けた時
 - イ. この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第15条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(3)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、がん退院後ケア給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、がん退院後ケア給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、そのがん退院後ケア給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) がん退院後ケア給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでにがん退院後ケア給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第13条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

第14条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

第15条 補足説明

*1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

11 内容の変更について

第16条 がん退院後ケア給付金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって、がん退院後ケア給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後のがん退院後ケア給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 主契約のがん入院給付金日額が減額されたことによりがん退院後ケア給付金額と減額後の主契約のがん入院給付金日額との割合が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度までがん退院後ケア給付金額を減額します。
3. がん退院後ケア給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第17条）されたものとして取り扱います。
- (2) がん退院後ケア給付金額が減額された旨を保険証券に裏書します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.119参照）。

12 解約等について

第17条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険証券に裏書します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.119参照）。

第18条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約のがん死亡給付金または死亡給付金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき

第19条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第9条）
- (2) 解除または解約（第17条）されたとき
- (3) 第18条（特約の消滅）の(2)の規定により消滅したとき

2. この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知します。

13 その他

第20条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第21条 管轄裁判所

この特約におけるがん退院後ケア給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第22条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

14 特則について

第23条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を開始します。

第24条 主契約が更新される場合の特則

1. 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約のがん退院後ケア給付金額	更新前特約の保険期間満了日のがん退院後ケア給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約のがん退院後ケア給付金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い(第3条)、保険料の払込免除(第5条)、告知義務違反による解除(第13条・第14条)および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第8条)に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)-①に準じて継続したものとして取り扱います。

第25条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

1. 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当がん退院後ケア特約(医療保険)に変更されます。
2. 保険期間が終身の無配当がん退院後ケア特約(医療保険)への変更について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2のがん退院後ケア給付金額	変更前特約の保険期間満了日*3のがん退院後ケア給付金額と同額とします。

第23条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

第25条 補足説明

*1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当がん退院後ケア特約(医療保険)をいいます。

*3 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日(年単位)を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項目	内容
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い(第3条)、保険料の払込免除(第5条)、告知義務違反による解除(第13条・第14条)および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで支払事由が生じた場合の取扱い(第8条)に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

第26条 5年ごと利差配当付新がん保険(返戻金なし型)契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新がん保険(返戻金なし型)契約に付加するときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) 第3条(がん退院後ケア給付金の支払い)の2.-(9)中、「主契約のがん死亡給付金または死亡給付金」とあるのをすべて「主契約の死亡給付金」と読み替えます。
- (2) (1)にかかわらず、被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中にかん退院後ケア給付金が支払われるべきときは、第3条(がん退院後ケア給付金の支払い)の2.-(9)を次のとおり読み替えます。

項目	内容
(9) がん退院後ケア給付金の支払事由が生じ、支払うべきがん退院後ケア給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべきがん退院後ケア給付金を被指定契約*1の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人に支払います。

- (3) 第18条(特約の消滅)の(1)を次のとおり読み替えます。
 - (1) 被保険者が死亡したとき
- (4) 第19条(返戻金)を次のとおり読み替えます。

第19条(返戻金)

 1. この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の保険料払込期間満了後の保険期間中に、主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき(第9条) (2) 解除または解約(第17条)されたとき (3) 第18条(特約の消滅)の(2)の規定により消滅したとき |
|---|

2. この特約の返戻金額は、この特約の付加の際に保険契約者に通知します。ただし、主契約の返戻金額を通知するときは、これとあわせて通知します。

第26条 補足説明

***1 被指定契約**

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約をいいます。

第27条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理請求特約が付加されていないときは、次の(1)から(9)のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

(1) がん退院後ケア給付金の受取人が被保険者の場合で、がん退院後ケア給付金の受取人ががん退院後ケア給付金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）ががん退院後ケア給付金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。この場合、指定代理請求人は次のいずれかの条件を満たしている者に限ります。

- ① 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

(2) (1)の規定により、指定代理請求人ががん退院後ケア給付金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表3★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- ① 被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本
- ② 指定代理請求人の印鑑証明書
- ③ 指定代理請求人の住民票
- ④ 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し

- (3) 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。ただし、指定代理請求人は(1)に規定する者に限りません。
- (4) (3)の規定により指定代理請求人を指定し、または変更したときは、保険契約者はその旨を会社に通知して保険証券に裏書を受けることを必要とします。
- (5) 指定代理請求人は、主契約および付加特約を通じて同一人であることを必要とします。
- (6) (1)の規定により会社ががん退院後ケア給付金を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してそのがん退院後ケア給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (7) がん退院後ケア給付金を支払うための確認に際し、指定代理請求人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間にはがん退院後ケア給付金を支払いません。
- (8) 第13条（告知義務違反による解除）の3. 中、「保険契約者または被保険者」とあるのを「保険契約者、被保険者または指定代理請求人」と読み替えます。
- (9) 第13条（告知義務違反による解除）の4. 中、「被保険者」とあるのを「被保険者または指定代理請求人」と読み替えます。

★別表3（P.460参照）

第27条 補足説明

*1 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

特約

無配当がん退院後ケア特約（医療保険）

別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物

対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髓異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、	
慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3

別表2 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表3 がん退院後ケア給付金の支払請求に必要な書類

項目	必要書類
がん退院後ケア給付金の支払い	(1) がん退院後ケア給付金支払請求書 (2) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (3) がん退院後ケア給付金の受取人の戸籍抄本 (4) がん退院後ケア給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	